

伊賀市告示第 158 号

伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に伴い光熱費等の負担が増加している障害福祉サービス事業者等の令和 6 年度中の負担額を支援することを目的として交付する伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金（以下「支援金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者は、障害福祉サービス等事業所の指定等を受け市内に所在する別表事業の欄に掲げるいずれかの事業（以下「対象事業」という。）を行う事業所を運営する事業者であって、支援金の交付の申請をする時点において納付期限が到来している本市の市税及び公共料金について未納がないもののうち、物価高騰による影響を受けているもの（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）に該当する事業所を運営するものを除き、三重県が実施する障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金の交付を受けた事業所を運営するものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所を運営する事業者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 支援金の交付を申請する時点において休業中の事業所

(2) 伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金の交付を受けた事業所

(交付対象費用)

第 3 条 支援金の交付の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、令和 7 年 1 月

1日から令和7年3月31日（以下「交付対象月」という。）までの各月に対象事業を実施するために要した別表費用区分の欄に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、対象事業ごとに算出するものとし、別表基準単価の欄に定める額に交付対象月の月数を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（支援金の交付申請の様式等）

第5条 支援金に係る規則第4条第1項の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる事業所の種類に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長が別に定める日までに行うものとする。

(1) 地域活動支援センター

- ア 事業所・施設別個票（様式第2号）
- イ 誓約書（様式第3号）
- ウ 役員等調書（様式第4号）
- エ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 前号以外の対象事業を行う事業所

- ア 三重県が交付する障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金の交付決定兼交付確定額通知書の写し
- イ 三重県が交付する障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金交付申請書提出書類の写し
- ウ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定通知等）

第6条 支援金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同条第1項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、規則第5条第1項に規定する審査及び現地調査等により支援金を交付しない

ことを決定したときは、伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金不交付決定通知書（様式第6号）により支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月16日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

費用区分	事業	基準単価
電気代	居宅介護	3,550 円/月/1事業所あたり
	重度訪問介護	3,550 円/月/1事業所あたり
	同行援護	3,550 円/月/1事業所あたり
	行動援護	3,550 円/月/1事業所あたり
	就労定着支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	保育所等訪問支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	地域移行支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	地域定着支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	計画相談支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	障害児相談支援	3,550 円/月/1事業所あたり
	地域活動支援センター	600 円/月/定員1人あたり
	生活介護	300 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（機能訓練）	300 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（生活訓練）	300 円/月/定員1人あたり
	就労移行支援	300 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援A型	300 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援B型	300 円/月/定員1人あたり
	児童発達支援	300 円/月/定員1人あたり
	医療型児童発達支援	300 円/月/定員1人あたり
	放課後等デイサービス	300 円/月/定員1人あたり
短期入所	500 円/月/定員1人あたり	

	施設入所支援	500 円/月/定員1人あたり
	共同生活援助	500 円/月/定員1人あたり
	宿泊型自立訓練	500 円/月/定員1人あたり
ガス代	居宅介護	750 円/月/1事業所あたり
	重度訪問介護	750 円/月/1事業所あたり
	同行援護	750 円/月/1事業所あたり
	行動援護	750 円/月/1事業所あたり
	就労定着支援	750 円/月/1事業所あたり
	保育所等訪問支援	750 円/月/1事業所あたり
	地域移行支援	750 円/月/1事業所あたり
	地域定着支援	750 円/月/1事業所あたり
	計画相談支援	750 円/月/1事業所あたり
	障害児相談支援	750 円/月/1事業所あたり
	地域活動支援センター	140 円/月/定員1人あたり
	生活介護	70 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（機能訓練）	70 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（生活訓練）	70 円/月/定員1人あたり
	就労移行支援	70 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援A型	70 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援B型	70 円/月/定員1人あたり
	児童発達支援	70 円/月/定員1人あたり
	医療型児童発達支援	70 円/月/定員1人あたり
	放課後等デイサービス	70 円/月/定員1人あたり
	短期入所	95 円/月/定員1人あたり
	施設入所支援	95 円/月/定員1人あたり
	共同生活援助	95 円/月/定員1人あたり
宿泊型自立訓練	95 円/月/定員1人あたり	
ガソリン代	居宅介護	300 円/月/車両1台あたり
	重度訪問介護	300 円/月/車両1台あたり

	同行援護	300 円/月/車両 1 台あたり
	行動援護	300 円/月/車両 1 台あたり
	就労定着支援	300 円/月/車両 1 台あたり
	保育所等訪問支援	300 円/月/車両 1 台あたり
	地域移行支援	300 円/月/車両 1 台あたり
	地域定着支援	300 円/月/車両 1 台あたり
	計画相談支援	300 円/月/車両 1 台あたり
	障害児相談支援	300 円/月/車両 1 台あたり
	地域活動支援センター	1,500 円/月/車両 1 台あたり
	生活介護	750 円/月/車両 1 台あたり
	自立訓練（機能訓練）	750 円/月/車両 1 台あたり
	自立訓練（生活訓練）	750 円/月/車両 1 台あたり
	就労移行支援	750 円/月/車両 1 台あたり
	就労継続支援A型	750 円/月/車両 1 台あたり
	就労継続支援B型	750 円/月/車両 1 台あたり
	児童発達支援	750 円/月/車両 1 台あたり
	医療型児童発達支援	750 円/月/車両 1 台あたり
	放課後等デイサービス	750 円/月/車両 1 台あたり
	短期入所	300 円/月/車両 1 台あたり
	施設入所支援	300 円/月/車両 1 台あたり
	共同生活援助	300 円/月/車両 1 台あたり
	宿泊型自立訓練	300 円/月/車両 1 台あたり
食材費	地域活動支援センター	1,300 円/月/定員 1 人あたり
	生活介護	650 円/月/定員 1 人あたり
	自立訓練（機能訓練）	650 円/月/定員 1 人あたり
	自立訓練（生活訓練）	650 円/月/定員 1 人あたり
	就労移行支援	650 円/月/定員 1 人あたり
	就労継続支援A型	650 円/月/定員 1 人あたり
	就労継続支援B型	650 円/月/定員 1 人あたり

児童発達支援	650 円/月/定員1人あたり
医療型児童発達支援	650 円/月/定員1人あたり
放課後等デイサービス	650 円/月/定員1人あたり
短期入所	1.900 円/月/定員1人あたり
施設入所支援	1.900 円/月/定員1人あたり
共同生活援助	1.900 円/月/定員1人あたり
宿泊型自立訓練	1.900 円/月/定員1人あたり

備考

- 1 申請の対象となる車両は、申請を行う事業所が所有している車両及び賃貸借契約を締結して使用している車両であって、自らガソリン代を負担している車両のうち、以下のいずれかの用務に使用している車両とする。ただし、複数の事業所において共用している車両については、最も使用時間が長い事業所において申請を行うこと。
 - (1) 利用者の送迎
 - (2) 障害福祉サービス等事業所職員等による利用者の居宅への訪問
 - (3) 利用者の医療機関への通院等
- 2 事業所が所有する車両の台数については、令和7年1月1日時点のものとする。ただし、令和7年1月2日以降に指定を受けた事業所については、指定日のものとする。
- 3 申請のあった車両について、所有状況等に疑義が生じた場合は、市長は、申請者に対し所有状況等が確認できる書類の提出を求められることができる。この場合において、確認できる書類の提出を求められた申請者は、指定された期日までに、求められた書類を提出しなければならない。
- 4 事業所の定員については、令和7年1月1日時点のものとする。ただし、令和7年1月2日以降に指定を受けた事業所については、指定日のものとする。
- 5 地域活動支援センターにあつては、定員とあるのは、交付対象月の平均利用者数とする。
- 6 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて本事業の対象とする。

伊賀市告示第 159 号

伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に伴い光熱費等の負担が増加している介護保険サービス事業者等の令和 6 年度中の負担額を支援することを目的として交付する伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金（以下「支援金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者は、介護保険サービス等事業所の指定等（みなし指定を除く。）を受け市内に所在する別表対象事業所等の欄に掲げるいずれかの事業所又は施設（以下「対象事業所等」という。）を運営する事業者であって、支援金の交付の申請をする時点において納付期限が到来している本市の市税及び公共料金について未納がないもののうち、物価高騰による影響を受けているもの（ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）に該当する対象事業所等を運営するものを除き、三重県が実施する介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金の交付を受けた対象事業所等を運営するものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる対象事業所等を運営する事業者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 支援金の交付を申請する時点において休業中の対象事業所等
- (2) 伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金の交付を受けた対象事業所等

(交付対象費用)

第3条 支援金の交付の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、令和7年1月1日から令和7年3月31日（以下「交付対象月」という。）までの各月に対象事業所等が事業を実施するために要した別表区分欄に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、対象事業所等ごとに算出するものとし、別表基準単価の欄に定める額に交付対象月の月数を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（支援金の交付申請の様式等）

第5条 支援金に係る規則第4条第1項の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる事業所の種類に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長が別に定める日までに行うものとする。

(1) サービス付き高齢者向け住宅

- ア 事業所・施設別個票（様式第2号）
- イ 誓約書（様式第3号）
- ウ 役員等調書（様式第4号）
- エ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 前号以外の対象事業所等

- ア 三重県が交付する介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金の交付決定兼交付確定額通知書の写し
- イ 三重県に提出した介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金交付申請書等提出書類の写し
- ウ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定通知等）

第6条 支援金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同条第1項の規定にかかわらず、伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、規則第5条第1項に規定する審査及び現地調査等により支援金を交付しないことを決定したときは、伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金不交付決定通知書（様式第6号）により支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月16日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

区分	対象事業所等	基準単価
電気代	訪問介護事業所	3,550 円/月/1事業所あたり
	訪問入浴介護事業所	3,550 円/月/1事業所あたり
	訪問看護事業所	3,550 円/月/1事業所あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3,550 円/月/1事業所あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	3,550 円/月/1事業所あたり
	居宅介護支援事業所	3,550 円/月/1事業所あたり
	福祉用具貸与事業所	3,550 円/月/1事業所あたり
	特定福祉用具販売事業所	3,550 円/月/1事業所あたり
	通所介護事業所	300 円/月/定員1人あたり
	地域密着型通所介護事業所	300 円/月/定員1人あたり
	認知症対応型通所介護事業所	300 円/月/定員1人あたり
	通所リハビリテーション事業所	300 円/月/定員1人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	300 円/月/定員1人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	300 円/月/定員1人あたり
	介護老人福祉施設	500 円/月/定員1人あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	500 円/月/定員1人あたり
	介護老人保健施設	500 円/月/定員1人あたり
認知症対応型共同生活介護事業所	500 円/月/定員1人あたり	

	特定施設入居者生活介護事業所 (養護老人ホームを除く)	500 円/月/定員1人あたり
	短期入所生活介護事業所	500 円/月/定員1人あたり
	短期入所療養介護事業所	500 円/月/定員1人あたり
	養護老人ホーム	500 円/月/定員1人あたり
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	500 円/月/定員1人あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	1,000 円/月/定員1人あたり
ガス代	訪問介護事業所	750 円/月/1事業所あたり
	訪問入浴介護事業所	750 円/月/1事業所あたり
	訪問看護事業所	750 円/月/1事業所あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	750 円/月/1事業所あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	750 円/月/1事業所あたり
	居宅介護支援事業所	750 円/月/1事業所あたり
	福祉用具貸与事業所	750 円/月/1事業所あたり
	特定福祉用具販売事業所	750 円/月/1事業所あたり
	通所介護事業所	70 円/月/1事業所あたり
	地域密着型通所介護事業所	70 円/月/1事業所あたり
	認知症対応型通所介護事業所	70 円/月/定員1人あたり
	通所リハビリテーション事業所	70 円/月/定員1人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	70 円/月/定員1人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	70 円/月/定員1人あたり
	介護老人福祉施設	95 円/月/定員1人あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	95 円/月/定員1人あたり
	介護老人保健施設	95 円/月/定員1人あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	95 円/月/定員1人あたり
	特定施設入居者生活介護事業所 (養護老人ホームを除く)	95 円/月/定員1人あたり

	短期入所生活介護事業所	95 円/月/定員1人あたり
	短期入所療養介護事業所	95 円/月/定員1人あたり
	養護老人ホーム	95 円/月/定員1人あたり
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	95 円/月/定員1人あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	190 円/月/定員1人あたり
ガソリン代	訪問介護事業所	300 円/月/車両1台あたり
	訪問入浴介護事業所	300 円/月/車両1台あたり
	訪問看護事業所	300 円/月/車両1台あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	300 円/月/車両1台あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	300 円/月/車両1台あたり
	居宅介護支援事業所	300 円/月/車両1台あたり
	福祉用具貸与事業所	300 円/月/車両1台あたり
	特定福祉用具販売事業所	300 円/月/車両1台あたり
	通所介護事業所	750 円/月/車両1台あたり
	地域密着型通所介護事業所	750 円/月/車両1台あたり
	認知症対応型通所介護事業所	750 円/月/車両1台あたり
	通所リハビリテーション事業所	750 円/月/車両1台あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	750 円/月/車両1台あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	750 円/月/車両1台あたり
	介護老人福祉施設	300 円/月/車両1台あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	300 円/月/車両1台あたり
	介護老人保健施設	300 円/月/車両1台あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	300 円/月/車両1台あたり
	特定施設入居者生活介護事業所 （養護老人ホームを除く）	300 円/月/車両1台あたり
	短期入所生活介護事業所	300 円/月/車両1台あたり
短期入所療養介護事業所	300 円/月/車両1台あたり	

	養護老人ホーム	300 円/月/車両1台あたり
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	300 円/月/車両1台あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	600 円/月/車両1台あたり
食材費	通所介護事業所	650 円/月/定員1人あたり
	地域密着型通所介護事業所	650 円/月/定員1人あたり
	認知症対応型通所介護事業所	650 円/月/定員1人あたり
	通所リハビリテーション事業所	650 円/月/定員1人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	650 円/月/定員1人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	650 円/月/定員1人あたり
	介護老人福祉施設	1,900 円/月/定員1人あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	1,900 円/月/定員1人あたり
	介護老人保健施設	1,900 円/月/定員1人あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	1,900 円/月/定員1人あたり
	特定施設入居者生活介護事業所 （養護老人ホームを除く）	1,900 円/月/定員1人あたり
	短期入所生活介護事業所	1,900 円/月/定員1人あたり
	短期入所療養介護事業所	1,900 円/月/定員1人あたり
	養護老人ホーム	1,900 円/月/定員1人あたり
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	1,900 円/月/定員1人あたり
サービス付き高齢者向け住宅	3,800 円/月/定員1人あたり	

備考

1 申請対象となる車両は、申請を行う対象事業所等が所有している車両及び賃貸借契約を締結して使用している車両であって、自らガソリン代を負担している車両のうち、以下のいずれかの用務に使用している車両とする。ただし、複数の対象事業所等において共用している車両については、最も使用時間が長い対象事業所等において申請を行うこと。

(1) 利用者の送迎

(2) 対象事業所等職員による利用者の居宅への訪問

(3) 利用者の医療機関への通院等

- 2 対象事業所等が所有する車両の台数については、令和7年1月1日時点のものとする。ただし、令和7年1月2日以降に指定を受けた対象事業所等については、指定日のものとする。
- 3 申請のあった車両について、所有状況等に疑義が生じた場合は、申請者に対し所有状況等が確認できる書類の提出を求めることができる。この確認できる書類の提出を求められた申請者は、指定された期日までに、求められた書類を提出しなければならない。
- 4 対象事業所等の定員については、令和7年1月1日時点のものとする。ただし、令和7年1月2日以降に指定を受けた対象事業所等については、指定日のものとする。
- 5 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は除く。
- 6 空床型の短期入所生活介護の定員は除く。
- 7 介護老人保健施設の通所リハビリテーション事業所は、本事業の対象とする。
- 8 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の指定を受け、一体的に運営している場合は、福祉用具貸与のみ対象とする。

伊賀市告示第 160 号

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域が犯罪の予防を目的に自主的に常設する防犯カメラの設置を支援することにより、地域における自主的な防犯活動の促進を図り、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的として交付する伊賀市地域防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 自治組織に関する規則（平成 23 年伊賀市規則第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する自治会等であつて、同規則第 7 条の規定による届出を行い、同規則第 8 条の規定による自治会等代表者届受理書による通知を受けたものをいう。
- (2) 地域防犯カメラ 犯罪の予防を目的として自治会が設置するカメラ本体及び録画記録装置をいい、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - ア 道路又は道路に面した公園等の公共の空間を撮影、記録等をするためのものであること。
 - イ 特定の個人を識別できる画像の常時録画が可能なものであること。
 - ウ セキュリティ保持のための遠隔監視機能を有しない装置であること。

(交付の対象となる者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす市内の自治会とする。

- (1) 自治会の防犯対策を目的として地域防犯カメラを設置すること。

- (2) 地域防犯カメラの設置について、自治会員の合意を得ていること。
- (3) 地域防犯カメラの設置に当たり、設置しようとする土地及び建造物の所有者、管理者等の同意又は必要な許可を受けていること。
- (4) 地域防犯カメラの撮影について、当該撮影区域に公共用地以外の土地の全部又は一部が含まれる場合は、当該土地の所有者、管理者等の同意を得ていること。
- (5) 伊賀警察署又は名張警察署に対し、地域防犯カメラの設置について説明を行っており、かつ、同署から犯罪発生状況などについて情報提供を受けていること。

(交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、地域防犯カメラの購入及び設置工事並びに地域防犯カメラが設置してあることを表示する表示板の設置等に係る費用とする。ただし、次に掲げる費用は、対象経費としない。

- (1) 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費
- (2) 地代及び占用料
- (3) 機器等の移設又は撤去に係る費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が対象経費として不相当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、15万円を上限とする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、地域防犯カメラの設置に着手する前に行うものとする。

- (1) 地域防犯カメラ設置(変更)計画書(様式第2号)
- (2) 地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面
- (3) 地域防犯カメラの仕様が分かるもの
- (4) 地域防犯カメラの購入及び設置工事に係る見積書
- (5) 地域防犯カメラ設置承認証明書(様式第3号)
- (6) 地域防犯カメラ設置同意願兼同意書(様式第4号)又は設置に係る許可証等
- (7) 地域防犯カメラの撮影範囲に関する同意願兼同意書(様式第5号)
- (8) 地域防犯カメラの設置に関する警察署への説明報告書(様式第6号)

(9) 地域防犯カメラ設置・運用規程(様式第7号)

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知書の様式)

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 補助金に係る規則第7条第2項の規定による交付しないことの決定通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金却下決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(変更等の承認申請の様式等)

第8条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置変更等承認申請書(様式第10号)により行うものとする。この場合において、当該申請が変更の申請であるときは、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更にかかる書類を添付するものとする。

2 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更又は中止若しくは廃止の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置変更等承認通知書(様式第11号)により行うものとする。

(着手届の不要)

第9条 規則第12条第1項の規定は、補助事業について、適用しない。

(実績報告の様式等)

第10条 補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、地域防犯カメラ設置実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、当該設置が完了した日から起算して30日を経過する日までに行うものとする。

(1) 地域防犯カメラの購入及び設置工事に係る請求書及び領収書の写し

(2) 設置した地域防犯カメラの現状が確認できる写真及び防犯カメラが設置してあることを表示する表示板等の写真

(3) 設置した地域防犯カメラによって撮影された画像を印刷したもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知書の様式)

第11条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書(様式第 13 号)により行うものとする。

(運用報告)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、地域防犯カメラを設置した日の属する年度の翌年度から 5 年間は、毎年度、市長が定める期日までに地域防犯カメラ運用報告書(様式第 14 号)を市長に提出するものとする。

(財産処分の制限)

第 13 条 補助金の交付の対象となる地域防犯カメラ(以下「補助対象設備」という。)に係る規則第 22 条ただし書に規定する市長が定める期間は、5 年間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が規則第 22 条に規定する市長の承認を受けて補助対象設備の処分等を行ったことにより収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に返納させるものとする。

(補助金の終期)

第 14 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

(補則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。

伊賀市告示第 161 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年大山田村告示第 18 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

畑村区

代表者の氏名 稲森 稔見

代表者の住所 伊賀市畑村 441 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 東 義彦

新代表者の氏名 稲森 稔見

旧代表者の住所 伊賀市畑村 901 番地

新代表者の住所 伊賀市畑村 441 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 162 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年島ヶ原村告示第 51 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

奥村区

代表者の氏名 西永 正博

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 1808 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 増永 由美

新代表者の氏名 西永 正博

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 1382 番地の 6

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 1808 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 163 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 36 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

種生区

代表者の氏名 川北 晋一

代表者の住所 伊賀市種生 2979 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 上谷 秀子

新代表者の氏名 川北 晋一

旧代表者の住所 伊賀市種生 822 番地

新代表者の住所 伊賀市種生 2979 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 12 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 164 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 12 年上野市告示第 60 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

西条区自治会

代表者の氏名 谷口 修一

代表者の住所 伊賀市西条 102 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 服部 多加秀

新代表者の氏名 谷口 修一

旧代表者の住所 伊賀市西条 401 番地の 18

新代表者の住所 伊賀市西条 102 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 165 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 13 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

西高倉白鳳台自治会

代表者の氏名 長谷川 英次

代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 81

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 池田 元樹

新代表者の氏名 長谷川 英次

旧代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 160

新代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 81

3 変更の年月日

令和 7 年 3 月 23 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 166 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 11 年伊賀町告示第 37 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

岡鼻区

代表者の氏名 片岡 良章

代表者の住所 伊賀市柘植町 4528 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中川 寛章

新代表者の氏名 片岡 良章

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 4784 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市柘植町 4528 番地の 1

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 167 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 31 年伊賀市告示第 91 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

上町区

代表者の氏名 四辻 利則

代表者の住所 伊賀市柘植町 2239 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 富井 康史

新代表者の氏名 四辻 利則

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 2177 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 2239 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 168 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 23 年伊賀市告示第 165 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

下町区

代表者の氏名 今堀 政則

代表者の住所 伊賀市柘植町 1624 番地の 22

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 土屋 正孝

新代表者の氏名 今堀 政則

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 2142 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 1624 番地の 22

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 169 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 201 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

倉部区

代表者の氏名 余野 充啓

代表者の住所 伊賀市柘植町 952 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 余野 英夫

新代表者の氏名 余野 充啓

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 1286 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市柘植町 952 番地の 1

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 170 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年伊賀町告示第 27 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

山出区

代表者の氏名 松尾 正明

代表者の住所 伊賀市柘植町 7207 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藤井 広司

新代表者の氏名 松尾 正明

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 7580 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 7207 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 171 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 29 年伊賀市告示第 19 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

妙楽地区

代表者の氏名 田口 宏幸

代表者の住所 伊賀市妙楽地 171 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 沢田 諭

新代表者の氏名 田口 宏幸

旧代表者の住所 伊賀市妙楽地 258 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市妙楽地 171 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 12 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 172 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

柘植町拝野地区自治会

代表者の氏名 亀井 安之

代表者の住所 伊賀市柘植町 7153 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 亀井 久次

新代表者の氏名 亀井 安之

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 7201 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 7153 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 173 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年伊賀町告示第 13 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

野村区

代表者の氏名 西井 正和

代表者の住所 伊賀市野村 126 番地の 2

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 梅田 吉彦

新代表者の氏名 西井 正和

旧代表者の住所 伊賀市野村 300 番地

新代表者の住所 伊賀市野村 126 番地の 2

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 174 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 9 年伊賀町告示第 11 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

小杉区

代表者の氏名 松山 文雄

代表者の住所 伊賀市小杉 2599 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 宮田 勉

新代表者の氏名 松山 文雄

旧代表者の住所 伊賀市小杉 1578 番地

新代表者の住所 伊賀市小杉 2599 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 175 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 63 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

勝地区

代表者の氏名 門 由男

代表者の住所 伊賀市勝地 617 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山内 忠

新代表者の氏名 門 由男

旧代表者の住所 伊賀市勝地 1315 番地

新代表者の住所 伊賀市勝地 617 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 176 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年伊賀市告示第 139 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

中柘植区

代表者の氏名 宮田 展弘

代表者の住所 伊賀市中柘植 289 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 佐治 恒夫

新代表者の氏名 宮田 展弘

旧代表者の住所 伊賀市中柘植 211 番地

新代表者の住所 伊賀市中柘植 289 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 177 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 23 年伊賀市告示第 7 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

桂区

代表者の氏名 藤永 正義

代表者の住所 伊賀市桂 48 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 川崎 俊昭

新代表者の氏名 藤永 正義

旧代表者の住所 伊賀市桂 53 番地

新代表者の住所 伊賀市桂 48 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 178 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 210 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

下友生区

代表者の氏名 町田 均

代表者の住所 伊賀市下友生 904 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 土永 豊美

新代表者の氏名 町田 均

旧代表者の住所 伊賀市下友生 2206 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市下友生 904 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 179 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 19 年伊賀市告示第 154 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

里出区

代表者の氏名 岡本 浩澄

代表者の住所 伊賀市玉瀧 5721 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 高森 知司

新代表者の氏名 岡本 浩澄

旧代表者の住所 伊賀市玉瀧 3631 番地

新代表者の住所 伊賀市玉瀧 5721 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 181 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 6 年伊賀市告示第 260 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

伊賀市猪田田中区

代表者の氏名 植田 静男

代表者の住所 伊賀市猪田 1664 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山田 孝志

新代表者の氏名 植田 静男

旧代表者の住所 伊賀市猪田 1455 番地

新代表者の住所 伊賀市猪田 1664 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 182 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 105 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

山出団地（区）自治会

代表者の氏名 細川 牛次

代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 37

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 百地 信秋

新代表者の氏名 細川 牛次

旧代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 47

新代表者の住所 伊賀市山出 1574 番地の 37

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 6 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 183 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 5 年伊賀市告示第 228 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

界外区

代表者の氏名 木津 諭

代表者の住所 伊賀市界外 393 番地の 2

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 吉藤 隆

新代表者の氏名 木津 諭

旧代表者の住所 伊賀市界外 288 番地

新代表者の住所 伊賀市界外 393 番地の 2

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 20 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 184 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 19 年伊賀市告示第 9 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

寺脇区自治会

代表者の氏名 川口 貞二

代表者の住所 伊賀市寺脇 212 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 今奥 昌孝

新代表者の氏名 川口 貞二

旧代表者の住所 伊賀市寺脇 840 番地

新代表者の住所 伊賀市寺脇 212 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 20 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 190 号

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 23 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱の一部を改正する告示

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱（平成16年伊賀市告示第98号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「1000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同条第 2 号中「3000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

第20条中「又は三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）」を削る。

第25条中「又は三重県宅地開発事業の基準に関する条例」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。

伊賀市告示第 191 号

伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 23 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市夢のある農業振興計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条の規定に基づき、伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に係る事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 農業団体等を代表する者
- (4) 商工業団体等を代表する者
- (5) 個人農業従事者
- (6) 市民からの公募による者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する所掌事

務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、産業農林部農林振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年5月26日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 192 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 21 年伊賀市告示第 16 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 23 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

中友田区

代表者の氏名 中井 日出男

代表者の住所 伊賀市中友田 1135 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中井 利晴

新代表者の氏名 中井 日出男

旧代表者の住所 伊賀市中友田 970 番地

新代表者の住所 伊賀市中友田 1135 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 193 号

下記の事業者を介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第 85 条の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

事業者名	合同会社 S p r i n g
代表者名	代表社員 川口 泉
事業所名	ケアプランセンター花あかり
事業所の所在地	伊賀市上野池町 1295 番地の 3
事業所番号	2 4 7 1 2 0 1 5 6 2
指定年月日	令和 7 年 5 月 1 日
サービス種類	居宅介護支援

伊賀市告示第 194 号

伊賀市新生活スタートアップ応援家計支援交付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市新生活スタートアップ応援家計支援交付金事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市新生活スタートアップ応援家計支援交付金事業実施要綱（令和7年伊賀市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「令和7年5月30日」を「令和7年6月30日」に改める。

附 則

この告示は、令和7年5月30日から施行する。

伊賀市告示第 200 号

伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀鉄道電力料金高騰対策助成金交付要綱（令和 5 年伊賀市告示第 252 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 7 年 3 月」を「令和 8 年 3 月」に改める。

附則第 2 項中「令和 7 年 5 月 31 日」を「令和 8 年 5 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。